

新潟県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第24号

新潟県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成18年新潟県規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(職員配置) 第6条 基準告示第2の1により認定こども園に置くものとされる職員の数の計算方法は、第1号から第4号までにより計算して得た数（その数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を合算するものとする。この場合において、当該合算して得た数に1未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。 (1)・(2) (略) (3) 認定こども園に在籍する満3歳以上満4歳未満の子どもの数を <u>15</u> で除して得た数 (4) 認定こども園に在籍する満4歳以上の子どもの数を <u>25</u> で除して得た数	(職員配置) 第6条 基準告示第2の1により認定こども園に置くものとされる職員の数の計算方法は、第1号から第4号までにより計算して得た数（その数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を合算するものとする。この場合において、当該合算して得た数に1未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。 (1)・(2) (略) (3) 認定こども園に在籍する満3歳以上満4歳未満の子どもの数を <u>20</u> で除して得た数 (4) 認定こども園に在籍する満4歳以上の子どもの数を <u>30</u> で除して得た数

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の第6条の規定は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準の一部を改正する件（令和6年内閣府・文部科学省告示第1号）附則第2項前段の規定により、同告示による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）第2の1の規定が適用されない場合については、なおその効力を有する。